

○議長 辻本 一夫君

次に1番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。通告書に基づき一般質問をいたします。

要旨1点目、曲水苑廃止に伴う本町の今後のし尿処理についてお尋ねいたします。

遠賀・中間地域広域行政事務組合のし尿処理施設曲水苑は運用開始後25年を経過し、老朽化に伴う改築費用の増加等で、存続か廃止かを構成市町村は検討するように依頼されていました。先日の広域議会全員協議会において、し尿処理施設曲水苑の廃止が報告されました。

本町の公共下水道普及率は99.9%と非常に高い水準にありますが、公共下水道への未接続世帯やイベント等によるし尿収集は継続して発生するため、曲水苑廃止後は各自治体で処理方法を検討することになっております。そこで、次のことについてお尋ねいたします。

まず1点目、曲水苑の廃止か存続について、本町が行った検討事項の内容についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えいたします。

し尿処理施設曲水苑につきましては、中間市、水巻町、遠賀町、岡垣町及び芦屋町の1市4町で共同経営を行っております。この曲水苑の整備方針となる施設整備基本計画を、遠賀・中間地域広域行政事務組合が平成30年度に策定をいたしております。その結果、既設の施設延命化または廃止に向けて各構成市町で検討することとなりました。

また、令和元年5月に福岡県下水道課及び下流域下水道の構成市町である中間市から、単独公共下水道で運営をしている芦屋町及び岡垣町に対して、遠賀川下流域浄化センターを中核とする下水道及びし尿処理の広域化、いわゆるMICS事業を下流域下水道の構成市町である鞍手町も含め1市5町で、福岡県が検討したい旨の提案がございました。この検討資料に基づき、芦屋町の今後の下水道及びし尿処理の方向性を定めるための詳細調査を令和2年度に実施いたしております。その結果、今後のし尿及び浄化槽汚泥の処理方法につきましては4つのケースで検討を進めてまいっております。

まずケース1、芦屋町の下水道処理施設で処理する案、ケース2として北九州市へ搬送する案、ケース3は中間市にあります遠賀川下流域下水道処理施設へ搬送する案、ケース4につきましては既存の曲水苑改築案となります。この4案につきましては、それぞれのメリット・デメリットがございました。

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

ケース1の芦屋町で処理する案のメリットとしましては、し尿の処理費となる維持管理費が4案の中で最も安価となることや、搬送距離が短く曲水苑との搬送距離に大差がないこと。デメリットとしましては、し尿受入施設の新設工事が必要となること。また現在、遠賀・中間地域広域行政事務組合が行っている収集運搬手数料徴収の事務方法を検討しなければならないこと。さらには今後、下水道を北九州市へ処理委託することとなった場合は処理施設がなくなるため、新設することとなるし尿受入施設や、し尿処理の方針についての再検討が必要になることとなります。

ケース2の北九州市へ搬送する案のメリットとしましては、今後、下水道を北九州市へ処理委託することとなった場合も継続して、し尿処理が可能となること。デメリットとしましては、芦屋町内にし尿処理施設の新設工事が必要となる。また、ケース1と同様に収集運搬手数料徴収の事務方法を検討しなければならないことや、北九州市への運搬距離が長くなり運搬費用がかかることとなります。

続いて、ケース3の遠賀川下流域下水道処理施設へ搬送する案のメリットとしましては、流域下水道において共同の事務処理を行うことで効率的であるということ。また今後、下水道を北九州市へ処理委託することとなった場合も継続して、し尿処理が可能となるということです。デメリットとしましては、し尿受入施設の建設費負担や遠賀川下流域下水道処理施設がある中間市へのバキューム車往来による地元の合意形成を図る必要があること。また、下水道の連携を行わないこととしたため、現処理施設の過年度建設費負担が生じること。運搬距離が長くなることで運搬費用が高額となります。

最後に、ケース4の既存の曲水苑改築案のメリットとしましては、バキューム車の運搬ルートが現状のままであることや、引き続き遠賀・中間地域広域行政事務組合で共同の事務処理を行うため効率的であること。デメリットとしましては、し尿処理費である維持管理費が最も高額となるということでございます。

以上が、検討した概要となります。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、4つのケースを順ぐって、費用対効果を含めて御答弁いただきました。

それで、芦屋町は構成市町村の中でも下水道普及率、当然し尿も含みますけども、普及率が大変高い位置ですので他町村よりも、し尿の処理量といいますか、大変低いだろうと思っております。そのような中で今回、曲水苑が廃止されたことに伴って芦屋で単独に処理しなければならない。そうなったときに、今いろんな案が出ました。これは2点目の質問にもちょっと該当するかも分かりませんが、芦屋で単独で処理する場合、北九州に継続する場合、それから遠賀

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

川下流流域に持っていく場合というような3つのケースがございますけども、芦屋でする場合にですね、要するに問題になるような点というのがございますか。

要するに、今は曲水苑に持っていくわけですからバキュームカーがそれぞれの未接続世帯の家庭を回ったり、またはイベント等で発生するし尿を取りに行つて、そのまま曲水苑に運んでいるわけですけども、今度芦屋で単独でする場合となったときに、その辺のその、何ですか、仮に北九州にするにしても芦屋で処理するにしても、先ほどのお話では何か別に貯蔵施設といいますかね、このようなものを設けなければならないという点がございますけど、それは必ずしもそういうようなものが出てくるわけでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

曲水苑の構成市町のうち中間市、水巻町及び遠賀町の1市2町が、曲水苑を廃止し流域下水道へし尿投入するM I C S事業とする方針を決定しました。これを受けて芦屋町と岡垣町の2町で、曲水苑を存続し運営を継続していくことは困難であるということから、ケース4の曲水苑建て替えは行わないということとしております。次に、ケース3の遠賀川下流流域下水道で実施予定のM I C S事業への参加につきましては最も経済的に劣ることから、流域下水道との連携は行わないという方針としております。

今後の芦屋町については、芦屋で自前で処理する場合と北九州市へ搬送する場合においても同様に、し尿のまず受入施設、処理施設が必要となるということで、建設費用が発生するということとなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

もう、これちょっと2点目に移るんですけども、今後の処理施設の処理の方法について何か考えはないかという、ちょっと2点目の質問なんですけども、そのときに先ほど御答弁いただきました今のケースでは、芦屋で処理する場合と北九州に持っていく場合、この2点。あともう1つは、遠賀川下流流域に持っていく場合については今よりも経費が若干かかるということで、これは除外されているようでございます。

それで、芦屋で処理する場合は当然、芦屋の下水道処理施設で処理するわけですけど、今度は北九州で処理する場合に果たして、その何ですか、直接今の曲水苑と同じように家庭から収集し

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

て、そのまま北九州に搬送することは不可能なんでしょうか。その辺について北九州との打合せは十分できてるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

まず北九州市との打合せ、協議内容につきまして、芦屋のし尿及び浄化槽汚泥についての受入れは法的には可能であるということは示されております。ただし直接搬送ではなく、1回「芦屋町の町内において受入施設を造ってください。」ということを経済協議内容として、結果としてあります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

芦屋は他町に比べて、先ほど申し上げたとおり99.9%の下水道が普及されているわけですが、あとは今言ったくみ取式になるわけですが、それを一々ためていかなきゃいけないのか。そんなに量的には少ないと思うわけですね。だからその辺は十分、北九州市との交渉余地があるんじゃないかと思っております。だから、その辺はちょっと調整していただければ。

それと、今の段階で曲水苑が仮に廃止されるとした場合に、計画的には何年度になってるわけでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この曲水苑廃止につきましては、先ほど申しました遠賀川下流流域下水道とのMICS事業の供用開始が大いに関わってまいります。このMICS事業の大まかなスケジュールでございますが、事業計画を起こして約6年という考えを示されております。

まず、1年目としましては下水道全体の事業計画の変更であるとか、2年目に今度は、し尿のほうの受入施設の基本設計、それから浄化センターで受け入れるし尿受入れの実施設設計、それから本体工事である施設整備に約2年、合計6年という考えを示されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

曲水苑が6年に廃止される予定であれば当然、芦屋町が現在未接続世帯とかのいろいろなし尿を収集するわけですが、今度は芦屋町も6年後には自前でしなければいけないという状況だと思いますけども、その辺のスケジュールは、芦屋町独自のスケジュールはつくっておられますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

おっしゃるとおり、曲水苑が6年後に廃止されます。それに伴って、芦屋町のし尿の在り方についても既に結論を出さないといけないというところがございます。

先ほどMICS事業について、事務作業を含めて6年と申しました。芦屋町に仮に施設を受け入れることとなってもですね、やはり同じような事務手続、設計、工事、これを含めて約4年とか3年かかりますので、早急に結論づけて方向性を示していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今後6年間かけて自前の部分を検討するわけですが、今回、曲水苑が廃止されるわけですが、今現在、曲水苑に——財政計画では大体年間900万円、約1,000万円弱のお金をずっとし尿処理分として芦屋町から曲水苑に負担しております。

当然、自前にすればまた芦屋町独自の維持管理費とかもかかるんですけども、この900万円を超えれば廃止したことにも意味がないような気がするんですけど、その辺は十分考慮される形での検討を加えられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

し尿投入施設の建設費、処理場での処理費、運搬費用等を含めて、現時点での試算はおおむね400万円となっております。また、事務手数料、徴収など事務の取扱い方法につきましては確定しておりませんが、現時点での試算では事務費がおおむね400万円と考えており、合計で8

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

00万円となります。

したがって、曲水苑のし尿処理負担金に約900万円を支出していることから、芦屋町の下水道処理施設での処理が安価と想定されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ありがとうございました。それでは3点目のほうに移らせていただきます。

公共下水道への未接続世帯の下水道への接続は、水洗便所の普及及び生活環境の改善の面からも早急な対策が必要と考えられます。未接続世帯の現状と取組についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この未接続世帯につきましては56件を対象に、水洗化勧奨及び実態調査を令和2年度に実施いたしました。56件の内訳としましては、くみ取44件、単独浄化槽12件となっており、直接勧奨は39件、また、不在によるアンケート調査17件のうち、回答があった9件という結果になりました。

聞き取り及びアンケート調査回答にあった41件の理由の内訳としましては、未水洗化の理由は「経済的な理由」が17件で約41%、次に「借地・借家」を理由とするものが10件の約24%、「空き家」が6件の約14%、また「家屋の老朽化」が3件の約7%、その他少数としまして「解体予定」や「浄化槽を利用しているので不便を感じていない。」などでございました。

今後の取組につきましては、空き家への対応として空き家の所有者へ要請文を送付し、意向を聞き取ることで将来見込みを把握することが考えられます。また経済的な理由、改築及び建て替え予定がある理由の世帯につきましては、再度の戸別訪問やアンケート調査を実施し、情報収集に努めることが必要と考えております。

いずれにしましても個人の費用負担が生じることから、下水道の根幹となる事業の目的は下水道法第1条において「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」とあるとおり、トイレの水洗化のみならず、流し・風呂・洗面などの雑排水も併せて未接続世帯への理解と勧奨を引き続き実施してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

○議員 1番 内海 猛年君

もし仮にこの未接続世帯が解消された場合、全部は難しいかも分かりませんがある程度解消された場合については、先ほどお答えされました芦屋町で単独で処理するし尿の計画というんですか、それに若干の影響か何かはありますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど申しましたとおりMICS事業においては約6年、芦屋においては3年～4年程度と考えております。で、まず計画に入るわけですが、計画に入った時点で99.9%の普及率がありますので、現在をマックスと捉えております。要は、今現在56件残っておれば、今計画を立てるとすればマックスの56件分に堪えられるし尿処理施設を造ることを基本として進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それと新築世帯については、もうほとんどが公共下水道に接続されてるわけですから、今の56件を仮に解消して接続していただければ、今後増える要素はないのではないかなと思うんですよ。要するに、現状のものを減らすだけという話だと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

おっしゃるとおり、今の56件の未接続世帯を仮にゼロに近づけたにしてもですね、先ほど内海議員が言われたようにイベントであるとかですね、建設工事の仮設トイレ、これはもう必ず残ってきますのでその辺は、未接続世帯の解消に向けては先ほど私が申しました下水道法の第1条、生活環境の向上及び水質改善とか、そういうふうな考えになるのかとは思いますが。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

芦屋町には、芦屋町水洗便所改造助成金要綱というのがございます。これは芦屋町の下水道条例に基づいてされるわけですが、この中の第3条ですか、助成金の交付を受けることができ

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

る者ということで、この中に、公共下水道の公示の日から3年以内に当該工事を行う者については以下の金額を。助成金額としましては、くみ取便所の改造は1世帯10万円、それからくみ取式簡易水洗便所の改造は10万円、水洗便所改造工事が8万円ということで、こういうような補助金制度がございますが、これについて現在の活用状況はどうでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

おっしゃるとおり芦屋町水洗便所改造助成金要綱第3条第2項にあるとおり、助成金交付の要件として「供用開始告示日から3年以内に当該工事を行う者であること」とあります。この未接続世帯につきましては、全て要件を備えておりません。ですから、このような助成金を交付しているというのは、ここ近年ございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

下水道法の水洗便所への改造義務等ということで第11条の3、要するに国の下水道法ですね。この中で「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に改造しなければならない。」という文言があるために、多分芦屋町も3年という期間を区切って、現在もう既に供用が12年ですから、もう全く該当者がおらないと。ただ、要綱は残っている現状でございます。

ただ、この下水道法ですね、第3項に、要するに「公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している——要するに3年以内に公共下水道につながらない者、違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造することを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却される、または移転される予定のもの、または水洗便所への改造について必要な資金の調達が困難な事情があるとみる場合については、この限りでない。」という項目があるわけです。だから3年以内に必ずしも水洗便所化しなければならないという、要するに条文もちょっとここで柔らかくなってる。だから、芦屋町も今現在は「3年」という項目があるんですけど、それがちょっと足かせになってるような気がします。

それと福岡市のほうでもですね、水洗便所に対する助成金があります。ただ、福岡市も同じようにただし書がございます、市長が認めればこの3年というのが該当しない条文もあるわけです。芦屋町も今言ったように3年という項目があるために、現在の先ほど申されましたアンケ



令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

一ト調査の結果、約17世帯が経済的な困窮世帯でなかなか下水道につなぐことが難しいという御回答でございましたけど、このような補助金制度等もですね、何らかの形で復活すればできるのではないかなという気がしておりますが、その辺の見直し等の検討はどうされますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この下水道につきましては、昭和57年4月1日より供用開始をしております。で、整備の終わった地区から順次拡大して、その都度その都度、地区によって供用開始時期が定められております。

で、この99.9%の普及率となった主な要因としましては、やはり下水道法に「3年」とありますとおり、皆さん下水道が完備できれば、ほとんどの世帯については3年以内に設備を施して助成金の交付を受けているということで99%が成り立っていると私は考えております。ですから、あとの残りについてはですね、新たな助成金制度の構築はどうかという話ですけども、先ほど申しました3年以内に施工した世帯についての平等性や均衡を図る必要があり、慎重に判断をする必要があると思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

考え方ですけども、実際に今やっぱり環境問題もいろいろ言われてますし、当然河川の流域等に対する衛生面もいろいろあるわけですよ。それで先ほど、過去に3年以内にされた方についてと今回数十年たって新たに助成する場合についての、ちょっと格差があるというお話ですけども、その状況によってまた違うと思うわけですよ。実際に、国が今回コロナ関係でいろいろ助成金出しましたよね。それで18歳の捉え方をどこでするかで、1日違えばもらえないとかそういうような実態もあるわけですよ。そういうような中で、やはり検討することは可能ではないかと私は思ってるわけですよ。

それで、ちょっと最後にですね、いろいろ述べてまいりましたけども、芦屋町の公共下水道事業は平成12年度に町全域の整備が完了し、下水道普及率は99.9%、残りの0.1%は先ほど言われた56件の世帯が未接続世帯と思われま。平成元年に実施されましたコミュニティ活動状況調査では、下水道は満足度も重要度も非常に高くなっています。しかし、第6次芦屋町総合振興計画においては下水道施設等の良好な維持管理が掲げられているだけであって、未接続世帯の解消などについては触れられていません。今まで曲水苑で処理されていたため、問題意識が

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

なかったのではないかと思います。老朽危険家屋解体助成金や中古住宅解体後の新築住宅助成金、または今回木造戸建て住宅耐震改修工事などもいろいろメニューをつけて、芦屋町ではいろんな形で快適なまちづくりを目指しておられます。

それで、先ほどの調査でも高齢者の未接続世帯がおられるということで、助成金等の支給によって水洗化により生活環境を改善してあげることも大変重要なことではないかと思っておりますし、また生活雑排水が河川に流れ込むことを少なくすることで環境改善にも役立つと思われまます。曲水苑の廃止を契機にいま一度、今後のし尿処理の最善策の実施を含め、未接続世帯の解消による下水道普及率100%を目指してはどうでしょうか。町長、最後に答弁をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

内海議員と都市整備課長がお話されたとおり、全く事実はそうであるわけですが、やはりその中には芦屋町だけで、これには全て建築基準法だとか下水道法だとか法律が結局あるわけでありまして、その範囲内で実施しなければならないわけでありまます。

内海議員の言われることはごもっともなことが多いわけですが、やはりこういう縛りがある中で矛盾が出てくるところがあるわけですが、先ほどから言われますように、芦屋町の下水道はもう昭和57年の開始から40年たっております。この40年前のこの要綱は、果たして今どうであるのか。今のこの世の中に合うのかどうかとかなですね、いろんな問題が、今議員が言われたこのたくさん問題があるわけまます。しかし、すぐこれをどうするかというのはやっぱり40年前に、課長も言われましたように平等性とか均衡だとか、「そのとき俺たちは出したやないか」、「俺たちはもらってない。遡ってくれ。」とかですね、そういう人もおられるかも分かりまます。

そんなこともいろいろいろいろあるんで、ちょっと御時間をいただきまして、まず未接続世帯56件がどういう状態なのか、どういうふうで接続してないのか、これを1件1件調査する必要があると。私が聞いておる2~3の例として「いや、もうせんでいい。」と、「うちはもうしたくないから。」とかですね、個人個人のお考えがあるみたいであります。その中で1つ1つ、560件じゃなくて56件だから1件1件聞いて回って、どうなのか。本当にお金がないからできないのかとかですね、いろんな事情があるでしょうから、今後について、この未接続世帯解消に向けては少し時間がかかるか分かりまますけど入念に調査研究をいたしまして、調査の結果、行政としてどう取り組むかのことについては、また回答が出ましたらお知らせさせていただきたいと思いまます。

以上でございます。

令和4年第1回定例会（内海猛年議員一般質問）

○議員 1番 内海 猛年君

ありがとうございました。終わります。

○議長 辻本 一夫君

時間が来ましたので、内海議員の一般質問は終わりました。